



S-PULSE

SOCCER SCHOOL

【受講の手引き】

本紙には当スクールを受講いただくにあたっての諸注意を掲載しております。
必ずご一読いただき、大切に保管してください。

株式会社エスパルス 教育事業部

駿東・伊豆・御殿場・沼津スクール

TEL055-991-4166 <受付時間/平日11:00~20:00> FAX055-991-7766
〒411-0912 駿東郡清水町卸団地313 エスパルスドリームフィールド駿東内

富士・富士田子浦・富士宮スクール

TEL0545-73-1156 <受付時間/平日11:00~20:00> FAX0545-73-1256
〒419-0202 富士市久沢237-3 エスパルスドリームフィールド富士内

清水・静岡瀬名スクール

TEL054-361-1156 <受付時間/平日10:00~18:00> FAX054-363-5515
〒424-0037 静岡市清水区袖師町1492 エスパルスドリームフィールド清水内

静岡・静岡聖一色スクール

TEL054-654-1156 <受付時間/平日11:00~20:00> FAX054-654-1256
〒422-8022 静岡市駿河区恩田原2-4 エスパルスドリームフィールド静岡内

藤枝・吉田・島田・榛原・相良スクール

TEL054-634-3411 <受付時間/平日11:00~20:00> FAX054-634-3355
〒426-0066 藤枝市青葉町1-1-23 エスパルスドリームフィールド藤枝内

【保存版】

エスパルスサッカー学校概要

1 お問い合わせ先 ※スクール会場によりお問い合わせ先が異なりますのでご注意ください

株式会社エスパルス 教育事業部

駿東・伊豆・御殿場・沼津スクールの方 TEL 055-991-4166 FAX 055-991-7766 <受付時間/平日11:00~20:00>

富士・富士田子浦・富士宮スクールの方 TEL 0545-73-1156 FAX 0545-73-1256 <受付時間/平日11:00~20:00>

清水・静岡瀬名スクールの方 TEL 054-361-1156 FAX 054-363-5515 <受付時間/平日10:00~18:00>

静岡・静岡聖一色スクールの方 TEL 054-654-1156 FAX 054-654-1256 <受付時間/平日11:00~20:00>

藤枝・吉田・島田・榛原・相良スクールの方 TEL 054-634-3411 FAX 054-634-3355 <受付時間/平日11:00~20:00>

2 活動期間


各年度4月~翌年3月までの1年間

- 原則として、各スクールは年間1クラス(1曜日)40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回)、を目安に活動します。
- 天候状況等によりスクール開催が中止となった場合は、原則代替予定日に開催いたしますが、諸事情により土・日・休日を含め代替予定日以外に開催する場合がございます。
- 各スクールの年間スケジュールは別途配布のスケジュール表をご確認ください。
- 都合によりスクール開催日に欠席した場合、他会場・曜日への振替参加が可能です(振替参加を希望する場合は、事前連絡が必要です)。ただし、振替日は欠席日以降とし、選考クラス(アカデミー・ジュニア・スペシャルクラス)への振替は不可となります。

3 スクール開催状況の確認について ※緊急の場合を除き、下記方法でご確認ください(事務所への確認のお問い合わせは極力ご遠慮ください)。

当日の開催状況は、エスパルスオフィシャルホームページ(<https://www.s-pulse.co.jp/>)内、【アカデミー】→【スクール】→【本日の開催状況】にてご確認ください。

- 開催の有無は、原則、平日午前11時頃、午後2時30分頃、土曜・日曜午前8時30分頃に更新します。
- 平日午後2時30分頃(土曜・日曜午前8時30分頃)以降に天候の変化等により開催の有無や会場に変更が発生した場合は、スクールアプリ(スグラム)にてご連絡いたします。

 パソコン・スマートフォンでの確認(平日午前11時頃、午後2時30分頃、土曜・日曜午前8時30分頃に更新します)

<https://www.s-pulse.co.jp/>
S-PULSE OFFICIAL WEB SITE

アカデミー

スクール

本日の開催状況
[<https://www.s-pulse.co.jp/schools/schedule/>]

4 イベント開催状況の確認について ※緊急の場合を除き、下記方法でご確認ください(教育事業部携帯電話へのお問い合わせは緊急時を除きご遠慮ください)

前座試合、親子サッカー等のイベントが中止になる場合は、スクールアプリおよびエスパルスオフィシャルホームページ(<https://www.s-pulse.co.jp/>)にてご確認いただけます。(イベント開催は土日休日となるため、事務所へお電話いただいてもつながりませんのでご注意ください。)

- イベント開催の有無は、イベントごとに最終決定時刻が異なります。イベントのご案内資料にてご確認ください。

5 練習に必要なもの

- 練習着・トレーニングシューズ*1(サッカースパイクは使用できません)・ボール*2・着替え・タオル・水筒等をご用意ください(体育館で行なう場合は体育館シューズをご用意ください)。お子様の持ち物には必ず名前を書いてください。

*1 幼稚園児~小学2年生は上履き(底の薄いシューズ)をご用意ください。

*2 幼稚園児~小学2年生は4号軽量ボールを、小学3年生以上は通常の4号ボールをご用意ください。

- スクール(スクールイベント含む)中は、エスパルスエンブレムの入ったオレンジ色のウェア(スクールオリジナルゲームシャツ等)をご用意いただけます。
- サッカースクールオリジナル用品をご用意しております。購入をご希望の方は、『サッカースクールオリジナル用品注文書』にてお申込みください。(注文書は担当コーチよりお受け取りください。)

6 スポーツ傷害保険について

当スクール会員は、継続および入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入します(加入手続きは当スクールにて行います。入会希望日の10日前までに入会申込書のご提出がなされない場合、初回スクール参加日に保険加入が間に合わない場合がございますのでご注意ください)。

傷害保険の適用の範囲は

- ①エスパルスサッカースクールの管理下における活動中の傷害事故(当該クラスの時間外<当該クラスの前後に会場の空きスペースで自主トレーニングをしていた場合など>の傷害は適用となりません)
- ②エスパルスサッカースクールが指定する集合、解散場所と会員の自宅との通常の経路往復中の傷害事故(通常の経路往復以外に立ち寄り等をした場合の事故については適用となりません)

となります。

注1) 急激で偶発的な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。慢性的な障害<疲労骨折、関節ねずみ、オスグット病、椎間板ヘルニアなど>には適用されません。

注2) 入院、通院1日目から補償の対象となります。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金の支払対象となり、通院保険金の支払日数は30日が限度となります。

注3) 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金は支払われません。

注4) その他補償内容については、加入する保険の約款通りとなります。

※上記に該当する傷害事故等が発生した場合は、事故発生から30日以内に当スクール担当コーチまで下記事項をご連絡ください。

■連絡事項

1. 氏名、2. スクール会場、3. 学年、4. 電話番号、5. 事故の日時・場所・状況、6. 傷害の内容(部位、傷病名)、7. 医療機関名と通院見込日数

- 保険会社への事故通知は当スクールにて行ないます。
- 申請期限を過ぎると保険金が支払われない場合がございます。当スクールへの連絡は、事故後すみやかにお願いします(通院が終了してからではなく、傷害が発生した時点でご連絡ください)。
- 傷害保険請求書は保険会社より直接スクール会員様に届きますので、治療終了後、請求書に必要事項を記入・押印し、請求書、領収証または診療明細のコピー、返信用封筒を当スクール担当コーチまで提出してください。

※保険金の請求は、スクールおよびチーム活動(練習)にて受傷後、スクールおよびチーム活動(練習)に復帰するまでの入・通院が対象となります。スクールおよびチーム活動復帰(練習参加)以降の通院については、保険金は支払われません(請求の対象外となります)。(スクールおよびチーム活動(練習)に復帰する前でも、上記注3)に該当する場合は注3)が適用されます。)

7 送迎について

スクールバス等はありません。送迎は各ご家庭にて対応をお願いします(現地集合・解散)。お子様が一人で通う場合は、事故のないよう十分にご注意ください。

8 お支払について

- 当スクールは年度会員制です。そのため受講料は会費を月々の分割払いにてお支払いいただきます(月謝制ではありません)。年度途中に退会・休会・受講クラスの変更をする場合は、会費(受講料)の差額をお支払いいただく場合がございます。
- 当スクールに在席する際には、会費(受講料)の他に、年度登録料(年度ごと)6,600円をお支払いいただけます。また、新規入会の際は入会金4,400円(再入会の場合は再入会手数料1,100円)を別途お支払いいただけます。
- 入会申込書受理後入会日までに入会を取り消す場合は、事務手数料2,200円をお支払いいただけます。入会日以降の取り消しはできません(入会金・年度登録料・受講料月払い1回分をお支払いいただけます)。
- 当スクールにかかる費用は、ご登録いただいた決済方法(口座振替またはクレジットカード払)により決済いたします。
- 受講料のお支払は、会費÷12回の月々払いとなります。

8 お支払について

●受講料等のお支払決済日は、5月～3月の毎月5日(5日が土・日・休日の場合は翌平日)となります。お支払決済日に決済の確認ができなかった場合は、請求書にて当スクール指定口座への振込をご案内させていただきます(振込手数料は会員様のご負担とさせていただきます)。

●期日までにご入金を確認できない場合、スクールへの参加をご遠慮いただく場合がございます。

※前年度よりご継続、4月よりご入会の方は、4月の支払決済日に4月受講料等の決済は行いません*3ので、5月の支払決済日に【年度登録料+受講料(会費÷12)×2回分】の合計金額をご請求させていただきます(その他、新規入会の方は入会金、用具購入の方は用具代が合計金額に含まれます)。
*3：3月末にて受講料等に当該年度支払残額がある場合(3月の支払決済日に間にあわない3月からの入会、登録変更、用具の購入等)のみ、4月の支払決済日に決済いたします。

※年度途中で入会の場合、月途中の入会も認めますが会費(受講料)は入会月よりかかります。

※年度途中に、退会、休会、受講クラスの変更をされた場合、当該年度在籍期間中にお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【在籍期間のスクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*4で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。
*4：駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回

●お支払いいただいた各費用は、不可抗力による場合を除いては返金いたしませんのでご注意ください。また、返金をする場合は、ご登録口座(クレジットカード決済を登録している場合は振込先をご連絡いただきます)へ振込とし、振込手数料については会員様のご負担とさせていただきます。

9 会費の割引について

●ご兄弟・ご姉妹でスクールに在席する場合、弟・妹様の会費(受講料)を10%割引いたします。新規でご入会される場合も弟・妹様(新たに入会される方)に割引が適用されます。※成人クラスは対象外となります。

●複数クラス受講の場合、受講1クラス(1曜日)あたり会費(受講料)を25%割引いたします。
※成人クラスは10%割引となります。

10 登録事項の変更について

年度途中でスクールを退会、休会、復帰、受講クラスの変更、連絡先等の変更をする場合は、『エスパルスサッカースクール登録変更届』(以下、『登録変更届』P6)に、変更事項を記載し、教育事業部までご提出ください(期日厳守)。口頭での変更は一切受付できませんのでご注意ください。

I スクールを退会したい場合

①退会を希望する月の前月20日(必着)までに、『登録変更届』に退会希望月、退会理由をご記入のうえ、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②退会を希望する月の前月20日(必着)までに『登録変更届』が提出されていない場合、退会は退会を希望する翌月からの扱いとなり、退会を希望する月の会費(受講料)請求分をお支払いいただくこととなります。

例 8月20日に退会届提出→ 9月から退会(会費(受講料)のお支払は8月請求分まで)
8月21日に退会届提出→10月から退会(会費(受講料)のお支払は9月請求分まで)

③年度途中で退会した場合、退会希望月までにお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【退会希望前月末までのスクール実施回数】×【スクール1回単価<会費÷40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回)で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。差額が発生した場合のお支払は、退会を希望する翌月の支払決済日に決済させていただきます。

④一旦退会した会員が再入会する場合、再入会手数料をお支払いいただけます。

II スクールを休会したい場合

①休会を希望する月の前月20日(必着)までに、『登録変更届』に休会希望月、休会理由をご記入のうえ、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②休会を希望する月の前月20日(必着)までに『登録変更届』が提出されていない場合、休会は休会を希望する翌月からの扱いとなり、休会を希望する月の会費(受講料)請求分をお支払いいただくこととなります。

例 8月20日に休会届提出→ 9月から休会(会費(受講料)のお支払は8月請求分まで)
8月21日に休会届提出→10月から休会(会費(受講料)のお支払は9月請求分まで)

●ただし、21日以降、当月スクール初回開催予定日までに突発的なケガまたは疾病により、1ヶ月以上スクールを休む場合はこの限りではなく、ケガにより休会を希望する月のスクール初回開催予定日までに『登録変更届』の休会理由記載欄に受傷日、受傷内容等を記載し、教育事業部まで提出してください。この場合、既に当月の会費(受講料)請求分の決済が完了している場合、復帰月の会費(受講料)請求の際、相殺させていただきます。

③年度途中で休会した場合、当該年度にお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【休会月を除くスクール実施回数】×【スクール1回単価<会費÷40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回)で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。差額が発生した場合のお支払は、翌年度4月の支払決済日に決済させていただきます。なお、年度途中で休会した会員が年度途中で退会した場合に差額が発生している場合は、退会を希望する翌月の支払決済日に決済させていただきます。

④連続して3ヶ月以上休会の場合は、自動退会となります。

III スクールに復帰したい場合

①復帰を希望する月の前月20日*までに、『登録変更届』に復帰希望月をご記入のうえ、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②休会した会員が復帰する場合、復帰月より会費(受講料)の請求をさせていただきます。

※復帰を希望する前月21日以降に『登録変更届』を提出された場合でも、当該クラスの定員に空きがある場合は復帰を希望する月からの復帰が可能となります。ただし、復帰を希望する月の支払決済日に会費(受講料)請求が間にあわない場合は、復帰した翌月の支払決済日に差額を合算請求させていただきます。

IV スクールの受講クラス(スクール会場、受講曜日等)を変更したい場合

①受講中のスクール会場・曜日等を変更する場合は、変更を希望する月の前月20日(必着)*までに『登録変更届』に変更希望月、変更の理由を記入し、教育事業部まで提出してください。書類受付後、担当コーチよりご連絡させていただきます。

②変更を希望する月の前月20日までに『登録変更届』を提出されていない場合、変更を希望する月は変更を希望する前月と同じ会費(受講料)請求分をお支払いいただくこととなります。

※受講曜日を追加する場合に限り、変更を希望する前月21日以降に『登録変更届』を提出した場合でも、当該クラスに空きがある場合は変更を希望する月からのクラス変更が可能です。ただし、変更を希望する月の支払決済日に会費(受講料)請求が間にあわない場合は、変更した翌月の支払決済日に差額を合算請求させていただきます。

③年度途中で受講クラスを変更した場合、当該年度にお支払いいただいた会費(受講料)の合計金額が、【在籍クラススクール実施回数】×【スクール1回単価<会費÷40回(駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回)>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。

差額が発生した場合のお支払は、翌年度4月の支払決済日に決済させていただきます。なお、年度途中で受講クラスの変更をした会員が年度途中で退会した場合に差額が発生している場合は、退会を希望する翌月の支払決済日に決済させていただきます。

V 連絡先(住所・電話番号等)・氏名等を変更したい場合

①当スクールに登録した氏名、住所、電話番号等について変更があった場合は、『登録変更届』に変更内容を記載し、教育事業部まで提出してください。

②前述の届出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

VI 次年度スクールを継続したい場合

①次年度スクールを継続したい場合は、継続手続きを行ってください。継続手続きの詳細は2月頃ご案内いたします。

②選考が必要となるクラスに関しては、その段階で実施されるテストに合格した方となります。

11 その他

①サッカースクールでは、緊急時のご連絡等にスクールアプリ(スグラム)を利用いたします。別途ご案内資料にてアプリの登録をお願いいたします。

②その他サッカースクールについての詳しい情報はホームページをご覧ください。

<https://www.s-pulse.co.jp/schools/>

エスパルスサッカースクール規約

〈第1条〉名称および所在地

本スクールは、エスパルスサッカースクール(以下当スクールという)と称し、株式会社エスパルスが主催、監修、運営をし、本部事務所をエスパルスドリームフィールド清水(静岡県清水区抽師町1492)内に置きます。

〈第2条〉目的

当スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、サッカーおよび運動競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

〈第3条〉入会資格及び手続き

当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールに入会に適すると認めた者(以下会員という)とします。又、未成年者の場合親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出することとします。

〈第4条〉入会金、会費(受講料)等

- ①当スクールは年度会員制となります。そのため受講料は会費を月々の分割払いにて支払うものとします。
- ②会員は、別に定める入会金、年度登録料、会費(受講料)、個人用具費を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。
- ③年度途中で入会の場合の会費(受講料)は【(入会月～3月までの月数)×(受講料月払い1回分)】となります。

〈第5条〉費用の支払い方法

- ①本規約に基づく費用等の支払いは方法、クレジットカードまたは当スクールの指定する銀行の預金口座からの口座振替により、毎月5日(5日が土・日・休日の場合は翌平日)に決済するものとします。
- ②決済ができなかった場合は、会員から当スクール指定口座へ期限までに振込むこととなります。その際の金融機関への振込手数料(消費税含む)は会員負担とします。誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とします。
- ③クレジットカードおよび預金口座の登録内容に変更が生じた場合は、会員の責任において変更手続きを行うものとします。登録内容の自動更新はできません。

〈第6条〉遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

〈第7条〉活動期間

当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。スクール回数は、原則としてキッズ～ジュニアⅡは週1曜日(年間40回*)とします。ただし会員の希望に応じて週2曜日以上も可能とします。また、雨天代替については、極力振替日を設けることとしますが、その決定及び日程調整は当スクールに一任するものとします。チームは別途チーム規約の定めるところとします。

*駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは年間36回、土曜・日曜開催クラスは32回

〈第8条〉届出事項の変更

会員は、当スクールに届出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく当スクール届出ものとします。尚、前述の届出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合は、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

〈第9条〉入会

入会日は受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、会費(受講料)は入会月よりかかります。

〈第10条〉退会

- ①会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月20日までに当スクールに退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。
- ②退会を希望する月の前月20日までに退会届が提出されていない退会希望者は、退会希望月の年会費月払い1回分を支払うものとします。
- ③年度途中で退会する会員が当該年度退会希望前月までに支払った会費(受講料)の合計が、【退会希望前月末までのスクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*で算出>】に満たない場合は、不足分の差額を支払うものとします。差額が発生した場合は、退会を希望する翌月の支払決済日に会員が登録した決済方法により決済することとなります。*駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回
- ④一旦退会した会員が再入会する場合は、再入会手数料を支払うものとします。
- ⑤チームは、別途チーム規約の定めるところとします。

〈第11条〉休会

- ①会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する前月20日までに当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。ただし、前月21日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月初回スクール開催予定日までに所定の届出用紙により当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。
- ②休会を希望する月の前月20日までに休会届が提出されていない休会希望者は、休会希望月の年会費月払い1回分を支払うものとします。ただし、前月21日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により休会する場合はこの限りではありません。

【個人情報利用目的について】

株式会社エスパルスとエスパルス後援会(以下「エスパルス」という)は、ご提供いただいた個人情報について、下記目的の範囲内において共同でお取り扱いさせていただきます。

- ご本人確認、ご利用料金の請求、及びご利用料金・ご利用サービス提供条件の変更、ご利用サービスの停止・中止・契約解除の通知並びにその他エスパルスのサービス提供に係ること
- 電話、電子メール、郵送等各種媒体により、エスパルスのサービスに関する販売推奨・アンケート調査並びに景品等の送付を行うこと

エスパルスは、ご提供いただいた個人情報につきましては、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。また、法令等に基づき、裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供することがございます。

- ③年度途中で休会した会員が当該年度に支払った会費(受講料)の合計が、【休会月を除くスクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*で算出>】に満たない場合は、不足分の差額を支払うものとします。差額が発生した場合は、翌年度4月の支払決済日に会員が登録した決済方法により決済することとなります。なお、休会中の会員が年度途中で退会した場合の差額の支払いは、第10条③によります。
- *駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回
- ④連続して3ヶ月以上休会の場合は、自動退会となります。
- ⑤チームは、別途チーム規約の定めるところとします。

〈第12条〉復帰

- ①休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当スクールの承認を得るものとします。
- ②休会した会員が復帰した場合、復帰月より月払いにて会費(受講料)を支払うものとします。

〈第13条〉受講クラス変更

- ①会員が会員都合により受講クラスの変更を希望する場合は、所定の届出用紙により、変更を希望する前月20日までに当スクールに変更届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。
- ②受講クラス変更を希望する月の前月20日までに変更届が提出されていない受講クラス変更希望者は、受講クラス変更希望月の会費は前月受講内容月払い1回分を支払うものとします。ただし受講クラスを追加する場合は、希望クラスが定員に満たない場合21日以降の変更も認めますが、希望月の支払決済日に会費(受講料)請求が間に合わなかった場合は、変更希望翌月の支払決済日に差額を合算請求するものとします。
- ③年度途中で受講クラスを変更した会員が当該年度に支払った会費(受講料)の合計が、【在籍期間中のスクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*で算出、>】に満たない場合は、不足分の差額を支払うものとします。差額が発生した場合は、翌年度4月の支払決済日に会員が登録した決済方法により決済することとなります。なお、受講クラスを変更した会員が年度途中で退会した場合の差額の支払いは、第10条③によります。*駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回

第14条〉継続

- ①会員が年度を越えて継続を希望する場合には、継続手続きを行い当スクールの承認を得るものとします。ただし、選考が必要となるクラスに関してはその段階で実施されるテストに合格した者としてします。
- ②継続を希望する場合、原則4月からの休会はできません。また、前年度3月末時点で休会中の生徒は、継続手続きにより4月から復帰とします。

〈第15条〉保険

会員は入会手続き完了後、スポーツ傷害保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は当スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

〈第16条〉負傷時の処置

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

〈第17条〉除名

会員(親権者含む)が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。

- ①本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
- ②スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
- ③会費(受講料)・諸費用等を2ヶ月以上滞納したとき

〈第18条〉休講・閉鎖

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

〈第19条〉免責

会員は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとします。

〈第20条〉付則

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

〈第21条〉発効

本規約は、2005年4月1日より発効するものとします。

〈第22条〉改定

2006年2月1日	2012年4月1日
2007年2月1日	2013年4月1日
2008年4月1日	2015年4月1日
2009年4月1日	2018年2月1日
2010年4月1日	2019年2月1日

エスパルスサッカースクール登録変更届

	記入日	年	月	日
フリガナ()				(複数曜日受講している場合は全て記載してください)
生徒氏名	学年	年	スクール会場	スクール
保護者氏名			クラス	
連絡先TEL			受講曜日	

変更希望月をご記入の上、下記該当項目に☑を入れてください

*変更希望月の**前月20日必着**でご提出ください(期日厳守)

- 変更希望月 ()月から
- 退会します** **受講クラスを変更します**(下記に変更後の受講するクラスを全て記入してください)
- | | | |
|---------------------------------------|--------|------|
| <input type="checkbox"/> 休会します | スクール会場 | スクール |
| <input type="checkbox"/> 復帰します | クラス | |
| | 受講曜日 | |

退会・休会・受講変更理由をご記入ください

- 連絡先(住所・電話番号等)を下記の通り変更します**<変更する内容のみご記入下さい>
- | | | | |
|-----|---|-------|---|
| 住所〒 | - | 電話番号 | - |
| | | FAX番号 | - |
| | | 携帯番号 | - |
- 氏名を変更します** ➡

- 注1) 会員が上記変更を希望する場合は、変更を希望する月の**前月20日必着(期限厳守)**で当スクールに本紙を提出し、当スクールの承認を得てください。口頭での変更は受付できません。必ず、本紙を教育事業部まで提出してください。
- 注2) 変更を希望する月の前月20日までに本紙が提出されていない場合、変更を希望する翌月からの変更となります。変更希望月は前月と同じ会費(受講料)をご請求いたします。
例)8月20日までに提出→9月から変更
8月21日～31日に提出→10月から変更
※復帰および受講クラスの追加については20日以降の提出についても変更希望月からの変更を受付けますが、変更希望月の支払決済日に会費(受講料)請求が間にあわなかった場合は、変更希望翌月の支払決済日に、差額を合算請求させていただきます。
- 注3) 退会希望月までにお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【退会希望前月末までのスクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。*駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回
- 注4) 休会した場合、当該年度にお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【休会月を除くスクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。*駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回
- 注5) 2曜日受講している会員が1曜日受講にする場合は、「受講クラスの変更」欄に記入してください。
- 注6) 受講クラスを変更した場合、当該年度にお支払いいただいた会費(受講料)の合計が、【在籍クラススクール実施回数】×【スクール1回単価<(会費)÷40回*で算出>】に満たない場合は、不足分の差額をお支払いいただけます。*駿東・富士・清水・静岡・藤枝以外のスクールは36回、土曜・日曜開催クラスは32回
- 注7) その他、各種変更については、サッカースクール規約をご確認ください。

【本件に関する連絡先】

株式会社エスパルス 教育事業部

駿東・伊豆・御殿場・沼津スクールの方 …………… TEL055-991-4166 FAX055-991-7766
富士・富士田子浦・富士宮スクールの方 …………… TEL0545-73-1156 FAX0545-73-1256
清水・静岡瀬名スクールの方 …………… TEL054-361-1156 FAX054-363-5515
静岡・静岡岡一色スクールの方 …………… TEL054-654-1156 FAX054-654-1256
藤枝・吉田・島田・榛原・相良スクールの方 …………… TEL054-634-3411 FAX054-634-3355

【教育事業部処理欄】

本部1	本部2	エリア1
エリア2	会場	担当
書類受付日	データ処理日	